

平成19年1月5日 (6)

関係請負人の労働者の健康診断受診率を向上させるために、関係請負人が実施する健康診断の日程を元方事業者が実施する健康診断日に合わせるよう日程調整をしたり、関係請負人に健康診断機関をあっせんする、必要に応じ関係請負人に健康管理手帳制度と有害業務に係る健康管理措置の周知を行うようにしてください。

関係請負人及びその労働者が法令に違反しないように必要な指導を行ってください。違反していると認められる場合には、必要な指示を行うようにしてください。

化学物質等の表示・文書交付制度のあらまし

職場で化学物質を取り扱う際に、危険性・有害性、適切な取扱方法等を知らなかったことによる爆発、中毒等の労働災害が依然として発生しています。このような労働災害を防止するためには、その化学物質の危険性・有害性の情報が確実に伝達され、伝達を受けた事業場が情報を活用して適切な化学物質管理を推進することが重要です。政令で定める危険物・有害物を譲渡・提供する場合の表示・文書交付制度が改正され、化学物質の有害性のみを対象とした制度から引火性等の危険性も対象とした制度へと、表示事項に絵表示などが追加されました。

茨城県の最低賃金

地域別最低賃金が4円引き上げられました

1 地域別最低賃金

件名	最低賃金額 時間額(円)	効力発生年月日
茨城県最低賃金	655	平成18.10.1

2 産業別最低賃金

件名	最低賃金額 時間額(円)	効力発生年月日
鉄鋼業	758	平成18.12.31
一般機械器具製造業	747	平成18.12.31
電気機械器具、情報通信機械器具、 電子部品・デバイス、 精密機械器具製造業	742	平成18.12.31
各種商品小売業	718	平成18.12.31

【注意事項】下記業種には、平成11年12月31日発効の最賃が適用されます。

- 一般機械器具製造業のうち包装・荷造機械製造業、産業用ロボット製造業の事業場で働く労働者
- 電気機械器具製造業のうち電球製造業、医療用電子応用装置製造業、一次電池(乾電池、湿電池)製造業、ラジオ受信機・テレビジョン受信機製造業、その他の通信機械器具・同関連機械器具製造業、音響部品・磁気ヘッド・小型モータ製造業の事業場で働く労働者

件名	日額(円)	時間額(円)	効力発生年月日
一般機械器具製造業 (繊維機械製造業を除く)	5,805	726	平成11.12.31
電気機械器具製造業	5,786	723	平成11.12.31

最低賃金に次の賃金は含まれません。

精・皆勤手当、通勤手当、家族手当

1箇月をこえる期間ごとに支払われる賃金(賞与など)

臨時に支払われる賃金(結婚手当など)

時間外労働、休日労働に対する賃金及び深夜労働における割増部分の賃金

この表の金額未満で労働者を使用した場合、最低賃金法違反となりますのでご注意ください。

比較計算式は以下のとおりです。

月給制の場合 : 月給額 × 12ヶ月 / 年間総所定労働時間 最低賃金額(時間額)

日給制の場合 : 日給額 / 1日の所定労働時間 最低賃金額(時間額)